

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 14 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 13 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 2 件

## 滋賀国民年金 事案 702

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月から51年8月まで  
昭和35年ごろからAに臨時職員として勤務し、51年9月に正職員になった。国民年金保険料は、36年4月から51年12月まで継続して納付してきた。

納付した国民年金保険料のうち、昭和49年11月から51年12月までの分が還付されているとのことだが、これにより、申立期間が未加入期間となっており、なぜ、そのような処理が行われたのか疑問である。

申立期間の年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、当初、昭和36年4月から51年12月までの国民年金保険料（前納分を含む。）が納付済みであったが、同年10月30日付けで49年11月から51年12月までの保険料が還付決定されたと記録されている。

このうち、昭和51年9月から同年12月の国民年金保険料については、申立人が同年9月25日にB共済組合に加入していることから、還付されていることに特段の不自然さは無い。

しかしながら、昭和49年11月から51年8月までの期間については、社会保険庁の記録上、国民年金の被保険者となっていないが、本来、国民年金の強制加入被保険者となる期間であることから、誤って保険料が還付されたものと考えられ、当該期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 43 年 4 月 15 日から同年 10 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間①のA社に勤めていた期間及び申立期間②のB社に勤めていた期間について、脱退手当金が支給済みになっているとの回答をもらった。しかし、私は脱退手当金を請求したことも受け取ったことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年3か月後の昭和45年1月27日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人が所持していた厚生年金保険被保険者証は、旧姓で再発行されており、申立人が昭和43年3月に婚姻していることを踏まえると、申立期間①に係る事業所を退職する際、再発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該被保険者証にはその表示が無い。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年12月28日に国民年金に任意加入し、保険料を納付していることから、申立人がその当時脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月28日を20万円、同年12月26日を20万5,000円、16年7月28日を18万円、同年12月28日を19万9,000円、17年7月28日を23万2,000円、同年12月28日を37万円、18年7月28日を23万2,000円、同年12月22日を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年7月28日  
④ 平成16年12月28日  
⑤ 平成17年7月28日  
⑥ 平成17年12月28日  
⑦ 平成18年7月28日  
⑧ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成 15 年 7 月 28 日を 20 万円、同年 12 月 26 日を 20 万 5,000 円、16 年 12 月 28 日を 19 万 9,000 円、17 年 12 月 28 日及び 18 年 12 月 22 日を 37 万円とし、賞与支払明細書の賞与支給額により、16 年 7 月 28 日を 18 万円、17 年 7 月 28 日及び 18 年 7 月 28 日を 23 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年7月28日を16万9,000円、同年12月28日及び18年7月28日を16万5,000円、同年12月22日を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月28日  
② 平成17年12月28日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成17

年7月28日を16万9,000円 同年12月28日及び18年7月28日を16万5,000円、同年12月22日を16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成17年12月28日を16万5,000円、18年7月28日を16万円及び同年12月22日を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月28日  
② 平成18年7月28日  
③ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成17年12月28日を16万5,000円及び18年12月22日を16万1,000円とし、賞

与支払明細書の賞与支給額により、18年7月28日を16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 440

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年12月28日、18年7月28日及び同年12月22日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、17年12月28日を16万5,000円、18年7月28日を16万9,000円、同年12月22日を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月28日  
② 平成17年12月28日  
③ 平成18年7月28日  
④ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成17年12月28日、18年7月28日及び同年12月22日については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額の

いずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成 17 年 12 月 28 日を 16 万 5,000 円、18 年 7 月 28 日を 16 万 9,000 円及び同年 12 月 22 日を 16 万 1,000 円することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 17 年 7 月 28 日については、事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、厚生年金保険料を賞与から控除されていないことが確認できる上、このほか、申立ての事実を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 441

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年12月26日を10万円、16年7月28日を16万円、同年12月28日及び17年7月28日を19万9,000円、同年12月28日を16万5,000円、18年7月28日を19万4,000円、同年12月22日を16万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月26日  
② 平成16年7月28日  
③ 平成16年12月28日  
④ 平成17年7月28日  
⑤ 平成17年12月28日  
⑥ 平成18年7月28日  
⑦ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の賞与支給額により、平成15年12月26日を10万円、16年7月28日を16万円、賞与支払明細書の保険料控除額により、16年12月28日及び17年7月28日を19万9,000円、同年12月28日を16万5,000円、18年7月28日を19万4,000円、同年12月22日を16万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 442

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月28日を14万6,000円、同年12月26日を24万円、16年7月28日を15万4,000円、16年12月28日を25万9,000円、17年7月28日を17万6,000円、同年12月28日を27万2,000円、18年7月28日を17万6,000円、同年12月22日を28万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年7月28日  
② 平成15年12月26日  
③ 平成16年7月28日  
④ 平成16年12月28日  
⑤ 平成17年7月28日  
⑥ 平成17年12月28日  
⑦ 平成18年7月28日  
⑧ 平成18年12月22日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の賞与支給額により、平成15年7月28日を14万6,000円、16年7月28日を15万4,000円、17年7月28日及び18年7月28日を17万6,000円、17年12月28日を27万2,000円、18年12月22日を28万2,000円とし、賞与支払明細書の保険料控除額により、15年12月26日を24万円及び16年12月28日を25万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 443

### 第1 委員会の結論

申立人は、平成15年12月26日について、その主張する標準賞与額（9万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、9万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（9万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額（9万7,000円）に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 滋賀厚生年金 事案 444

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録について、平成15年7月28日を5万9,000円及び同年12月26日を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和55年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月28日  
② 平成15年12月26日

申立期間にA社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、社会保険庁の記録に反映されていないことが分かった。

賞与から厚生年金保険料を控除されていたことは賞与支払明細書により明らかであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなることから、申立期間の標準賞与額については、申立期間に係る賞与支払明細書の保険料控除額により、平成15年7月28日を5万9,000円及び同年12月26日を19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を提出していなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が主張する申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年8月及び同年9月は41万円、同年10月から4年5月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人のA社における資格喪失日は平成5年9月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは50万円、同年10月から5年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から4年6月30日まで  
② 平成4年6月30日から5年9月1日まで

A社に平成5年8月末まで勤めていたのに、厚生年金保険の資格喪失日が平成4年6月30日とされている。また、標準報酬月額も実際にもらっていた給与から見て低いと思われる。

当時の給与明細書を提出するので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁の記録によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年8月から同年9月までは41万円、同年10月以降は50万円と記録されていたところ、4年3月7日付けで、3年8月1日までさかのぼって14万2,000円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成4年1月以降の給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、同年1月から同年5月までの給与から社会保険事務所が決定した訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されてい

ることが確認できる。

また、申立期間のうち、平成3年8月から同年12月までについては、給与明細書等の保険料控除が確認できる資料は無いが、4年1月以降の期間において、社会保険庁に当初記録されていた標準報酬月額と、給与明細書に記載された保険料控除額から算出された標準報酬月額が同額であることが確認できることから、当該期間についても、申立人は、社会保険事務所が決定した訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を平成3年8月及び同年9月は41万円、同年10月から4年5月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立期間①に係る申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、既に全喪しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、社会保険庁の記録によると、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録は、当初、資格喪失日が記録されていなかったところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年9月20日）から6か月経過後の平成6年3月18日付けで、資格喪失日が4年6月30日にさかのぼって記録され、4年10月の定時決定の記録を取り消す等、同日以降の厚生年金被保険者記録が抹消されていることが確認できる上、同僚21人も申立人と同様に、資格喪失日を申立人と同日の4年6月30日にさかのぼって記録されていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間②において、当該事業所に継続して勤務していたことが認められることから、申立人の当該事業所における資格喪失日について、このようなさかのぼった記録訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該事業所における資格喪失日について有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該事業所における資格喪失日は、記録を訂正される前の平成5年9月1日であると認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の訂正前の記録から、4年6月から同年9月までは50万円、同年10月から5年8月までは14万2,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月21日から同年3月21日まで  
A社に継続して勤務し、昭和53年3月21日にB社に異動したのに、申立期間が未加入期間とされている。途中、退職したことはないので、加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

従業員名簿、事業主からの回答、健康保険組合の記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和53年3月21日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和53年1月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 滋賀厚生年金 事案 447

### 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成13年10月は50万円、同年11月は44万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から同年12月30日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。しかし、実際に支給された給与は給与明細書のとおりであり異なることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成13年10月は50万円、同年11月は44万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（平成13年12月30日）より後の16年8月19日付けで、13年10月及び同年11月の標準報酬月額を、遡<sup>そきゆう</sup>及して9万8,000円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、平成13年10月は標準報酬月額50万円、同年11月は標準報酬月額44万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の代表者は、「当社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、当社への差押処理を回避するためには、過去にさかのぼって実際とは異なる低額の報酬月額の届出をするよう指導された。」と供述しているところ、社会保険事務所は、当該供述に係る滞納処分票を保管しており、平成13年以降の事蹟欄には「保険料の減額のため、元役員を含む報酬の引き下げを検討すること。」との記載が確認できる上、16年8月13日に届出が提出され、当該遡<sup>そきゆう</sup>及訂正処理により、同社が同年8月の時点において滞納していた多額の厚生年金保険料額が減額されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む元役員について、いずれも申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できるところ、A社の代表者は、「社会保険事務所より、滞納額を減らすため給与の高い元役員の報酬月額を減額することにつき指導があり、そのとおりに届け出たが、申立人にはその旨を告げなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前の平成13年12月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、14年2月7日に取締役を辞任していることから、当該届出に関する職務上の権限を有していたと認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を約3年前にさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理については、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>は、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前の記録から、13年10月は50万円、同年11月は44万円と訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年2月16日まで  
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険加入期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円となっている。しかし、実際に支給された給与は給与明細書のとおりであり異なることから、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、当初、申立期間の標準報酬月額は、平成13年10月から14年1月までは47万円と記録されていたところ、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（平成14年2月16日）より後の16年8月19日付けで、13年10月から14年1月までの全期間の標準報酬月額を、遡<sup>そきゅう</sup>及して9万8,000円に引き下げる旨の処理を行っていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された給与明細書により、申立期間は、標準報酬月額47万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、A社の代表者は、「当社は当時、厚生年金保険料を滞納していたため、社会保険事務所の担当者から、当社への差押処理を回避するためには、過去にさかのぼって低額の報酬月額の届出をするよう指導された。」と供述しているところ、社会保険事務所は、当該供述に係る滞納処分票を保管しており、平成13年以降の事蹟欄には「保険料の減額のため、元役員を含む報酬の引き下げを検討すること。」との記載が確認できる上、16年8月13日に届出が提出され、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理により、同社が同年8月の時点において滞納していた多額の厚生年金保険料額が減額されていることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人を含む元役員について、いずれも申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられていることが確認できると

ころ、A社の代表者は、「社会保険事務所より、滞納額を減らすため給与の高い元役員の報酬月額を減額することにつき指導があり、そのとおりに届け出たが、申立人にはその旨を告げなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前の平成14年2月16日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、同年2月7日に監査役を退任していることから、当該届出に関する職務上の権限を有していたと認められない。

これらを総合的に判断すると、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を約3年前にさかのぼって提出することは通常考え難く、社会保険事務所が行った標準報酬月額<sup>そきゅう</sup>の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理については、有効な記録訂正<sup>そきゅう</sup>があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理前の記録から、47万円と訂正することが必要である。

## 滋賀国民年金 事案 703

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで

昭和61年3月に結婚したころ、私が国民年金に加入していないことを妻が知り、A市役所B支所で加入手続をした。その時、未納保険料については2年間しかさかのぼって納付できないと言われたので、妻が数回に分けて同支所で納付したのに、申立期間が未納とされているので納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年8月27日に払い出され、50年7月3日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、この時点で、申立期間のうち60年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない上、申立期間の保険料は過年度保険料となり、A市役所B支所で納付することはできない。

また、申立人が所持する昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料の「納付書・領収証書」には、時効直前の63年7月11日付けの郵便局の領収印が押されていることから、申立人はこの保険料納付と申立期間の保険料納付を混同している可能性が考えられる。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 704

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 8 月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。  
大学を卒業した昭和 57 年 4 月ごろに、A 町から国民年金への加入勧奨通知が届き、母が加入手続をして、両親の保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていた記憶があるのに、記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 町役場では、「国民年金への加入勧奨通知書は、申立期間当時、住民が 20 歳に到達した時点で送付していた可能性はあるが、個別に、誰が学生で、その者がいつ卒業するのかといった情報の把握は困難であり、大学卒業時に送付するようなことは無かったと思う。」と回答している。

また、申立人に対し、これまで国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

さらに、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母も当時の記憶が明確ではないことから、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

A町のB公民館において、毎月末に町職員が来て国民年金保険料を集金していた。町内会作成の徴収一覧表に基づき、現金で納付していた。申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A町が保管する申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「3.4.17 夫退職により種別変更(2.4.1)」と記載されており、社会保険庁のオンライン記録には、その入力処理日が平成3年5月13日と記録されている。このことから、申立人の夫が共済組合員でなくなったことによる申立人の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続は、申立期間後に行われたことが確認でき、申立期間の保険料は、公民館における集金による方法では納付できなかつたものと考えられる。

また、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、A町では、「当時、A町では過年度保険料の取扱いを行っていなかった。」と回答しており、町職員に納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡や申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 706

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年10月まで

昭和43年1月に転職したが、転職先の事業所では厚生年金保険に加入させてもらえなかったため、父親が見兼ねて、国民年金に加入し、保険料を納付してくれていたと聞いている。申立期間の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した後、その父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと申し立てているが、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳を確認すると、申立人は、同年11月1日に任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 1 月 21 日から同年 6 月 21 日まで  
② 昭和 31 年 6 月 21 日から 32 年 3 月 1 日まで

昭和 30 年 10 月に A 社に入社し、退職するまで途切れることなく勤務していたので、間に厚生年金保険の空白期間があることはおかしい。調査の上記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している辞令及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間①については A 社 B 支店に、申立期間②については同社 C 支店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①について、A 社 B 支店の当時の事務担当者は、「B 支店ができたのは、昭和 31 年 2 月ごろだったが、当初は社会保険の加入要件に該当していなかった。新規の支店ができた時はよくあることで、その期間、厚生年金保険には未加入であり、保険料の控除は無かった。」と証言している上、同社同支店の新規適用年月日は昭和 31 年 12 月 1 日であることが確認できる。

また、申立期間②について、A 社 C 支店の当時の事務担当者は、「私が、C 支店に赴任したのは昭和 31 年の梅雨時だった。申立人の指示で新規適用届を社会保険事務所に提出に行った。当時、私は給与計算もしていたが、厚生年金保険に加入するまでの期間、保険料の控除は無かった。」と証言している上、同社同支店の新規適用年月日は昭和 32 年 3 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 450

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 16 日まで  
昭和 31 年 1 月にA職業訓練所の生涯学習に参加して、同年 4 月からB社に行くことになった。入社時から残業が多く 1 万円の給与をもらったこともあるのに、厚生年金保険の記録が同年 11 月 16 日からとなっているのは納得できない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言から、申立人が昭和 31 年 4 月からB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社の元事業主は、「新入社員の場合、勤務できるかどうか、機械工になれるかどうか、体力的に大丈夫かどうか等を見極めるために半年間ほど様子を見た後、問題がなければ社会保険に加入させていた。」と回答している上、当時の経理担当者は、「当時、入社から半年程度は見習い期間があり、その後、正規雇用されるのが一般的で、試用期間中は社会保険の加入は無かった。」と証言している。

さらに、申立人と同期で、昭和 31 年 4 月にB社に入社したと証言している同僚の厚生年金保険の加入記録も、申立人同様、昭和 31 年 11 月 16 日からとなっている。

これらのことから、B社は、新入社員については、一定の試用期間を経て、厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。